3　承認証の交付

(1)　委員会は、2の第一号の承認をしたときは、申請者に別記様式第二号による承認証を交付する。次号及び第四号の規定に基づいてする承認においてもまた同様とする。

(2)　前号の規定により承認証の交付を受けた者は、申請書の記載事項に変更が生じたときは、速やかに、別記様式第三号に、現に所持している承認証を添えて、委員会に変更の申請をし、その承認を受けなければならない。

(3)　前号に基づく変更の申請が船名又は船舶総トン数の変更に係るものであるときは、漁船法第十条による漁船原簿の謄本を添えなければならない。ただし、申請人が、当該申請に係る船舶について、同条に規定する登録を受けたものである旨の確認を都道府県から受けたときは、申請に当たり、漁船原簿の謄本の添付を省略することができる。

(4)　委員会は、2の第一号の承認を受けた者（第二号の規定により変更の承認を受けた者を含む。以下「旧承認者」という。）から、当該承認の期間中に、当該承認に係る地位を承継しようとする者が当該承認の承継の申請をした際は、これを承認しなければならない。

(5)　2の第二号の規定は、前号の承認の申請について準用する。この場合において、申請者は、旧承認者が現に所持している承認証及び別記様式第四号による廃業届を添えて行うものとする。

(6)　第二号又は第四号による申請は、2の第三号又は第四号に規定する事務局に提出して行うものとする。

4　漁獲実績報告書

2の第一号又は3の第二号若しくは第四号の承認を受けた者は、当該承認に係る漁業について、別記様式第五号及び第五号の二による漁獲実績報告書を平成二十七年一月三十一日までに、2の第三号又は第四号に規定する事務局に提出しなければならない。

5　承認証の再交付の申請

承認を受けた者は、承認証を亡失、又はき損したときは、別記様式第六号を事務局へ提出し、その再交付を受けなければならない。

6　承認の取消し

委員会は、承認を受けた者が、漁業法第六十八条第四項で準用する同法第六十七条第十一項の規定に基づく農林水産大臣の命令に違反した場合は、承認を取り消し、当該取消しを受けた者は、速やかに、その承認証を2の第三号又は第四号に規定する事務局に返納しなければならない。

7　指示の有効期間

この指示の有効期間は、平成二十五年十二月一日から平成二十七年一月三十一日までとする。

別表1

道県名	漁業名
北海道	・まぐろ釣り漁業（海区承認）
青森県	・まぐろはえ縄漁業（海区承認）
沖縄県	・まぐろはえ縄漁業（知事許可）

別表2

道府県名	委員会事務局及び所在地
北海道	新潟漁業調整事務所（〒950－0909　新潟市中央区八千代1－5－15）
青森県	
秋田県	
山形県	
新潟県	
富山県	
石川県	境港漁業調整事務所（〒684－0034　境港市昭和町一番地先）
福井県	
京都府	
兵庫県	
鳥取県	
島根県	
山口県	九州漁業調整事務所（〒812－0031　福岡市博多区沖浜町8－1）
福岡県	
佐賀県	
長崎県	
熊本県	
鹿児島県	
沖縄県	